

(仮称)八峰風力発電所に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、八峰風力開発株式会社が、秋田県山本郡八峰町において、総出力20,700kW(定格出力2,300kW級~2,850kW級の風力発電設備最大9基)の風力発電所を新設する事業である。

本事業の対象事業実施区域である八峰町は、「八峰町まちづくり計画」(平成17年3月)において、豊かな自然と共生するまちづくりに向け、再生可能エネルギーの促進を掲げており、本事業は再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の近隣に住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音、風車の影の影響が懸念される。また、対象事業実施区域の周辺には、希少な動植物が生息・生育しており、渡り鳥の飛翔も確認されていることから、これらに対する影響も懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、評価書の作成を行うこと。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たったの主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 風車の影について

風車の影による近隣住居等への影響が懸念され、防風林等による影響の回避・低減は、防風林が疎林であるため、風車の影による影響を回避・低減できない恐れがある。

このため、風車の影による影響を、回避・低減するため、風力発電設備の再配置又は稼働時間の調整等の適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 騒音について

風力発電設備の近隣には住居が位置しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音の影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。

このため、風力発電設備の配置の再検討及び低騒音型の風力発電設備の採用を検討すること。

また、供用後の事後調査は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿って実施し、その結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、オジロワシ、ハヤブサ、ミサゴ等の希少猛禽

類の飛翔が確認され、また、オオタカ、ハイタカ、ノスリ等の渡りも確認されており、これら鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を適切に実施すること。

また、鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、専門家等からの助言を踏まえて検討し、鳥の渡りの時期における鳥類との衝突のおそれがある時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、重要な種の死亡・傷病個体が確認された場合は、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(4) 植物について

ハマボウフウ、イソスミレの移植に当たっては、移植方法及び移植先の適切な選定が、移植先への影響の回避及び移植の成否の重要な要素となることから、専門家等からの助言を踏まえて、慎重に実施すること。